市道の認定について

市道を次のように認定する。

## 熊本市長 大西一史

議案番号	路線名	起点		重要な
		終点		経過地
議第235号	池田4丁目	西区池田4丁目354番5	地先	
	第29号線	西区池田4丁目354番6	地先	
議第236号	麻生田5丁目	北区麻生田5丁目2110番281	地先	
	第1号線	北区麻生田5丁目2110番282	地先	
議第237号	佐土原1丁目	東区佐土原1丁目3592番28	地先	
	第5号線	東区佐土原1丁目3611番10	地先	
議第238号	佐土原3丁目	東区佐土原3丁目3469番6	地先	
成分 2 3 0 万	第23号線	東区佐土原3丁目3469番12	地先	
議第239号	佐土原3丁目	東区佐土原3丁目465番7	地先	
	第24号線	東区佐土原3丁目467番1	地先	
議第240号	佐土原3丁目	東区佐土原3丁目448番12	地先	
	第25号線	東区佐土原3丁目448番13	地先	
議第241号	佐土原3丁目	東区佐土原3丁目452番1	地先	
	第26号線	東区佐土原3丁目448番18	地先	
議第242号	重富	東区画図町大字重富468番1	地先	
	第60号線	東区画図町大字重富471番1	地先	
議第243号	下無田	東区画図町大字下無田1687番4	地先	
	第42号線	東区画図町大字下無田1667番4	地先	
議第244号	御幸木部1丁	南区御幸木部1丁目1242番3	地先	
	目   第1号線	南区御幸木部1丁目1240番7	地先	

議案番号	路線名	起点		重要な
		終点		経過地
議第245号	池上町	西区池上町562番8	地先	
	第56号線	西区池上町562番7	地先	
議第246号	小山2丁目	東区小山2丁目877番1	地先	
	第4号線	東区小山2丁目877番6	地先	
議第247号	小山2丁目	東区小山2丁目877番12	地先	
	第5号線	東区小山2丁目877番15	地先	
議第248号	御領4丁目	東区御領4丁目642番10	地先	
	第2号線	東区御領4丁目642番2	地先	
議第940早	戸島3丁目	東区戸島3丁目3845番2	地先	
議第249号	第2号線	東区戸島3丁目3845番6	地先	
   議第250号	長嶺東2丁目	東区長嶺東2丁目1698番5	地先	
議第250号	第14号線	東区長嶺東2丁目1698番32	地先	
議第251号	清藤	南区富合町清藤433番18	地先	
时次列2017	第31号線	南区富合町清藤433番11	地先	
議第252号	清藤	南区富合町清藤431番19	地先	
HX 71 2 0 2 7	第32号線	南区富合町清藤436番14	地先	
議第253号	清藤	南区富合町清藤370番5	地先	
磯弗233万 	第33号線	南区富合町清藤370番15	地先	
議第954号	古閑	南区富合町古閑1210番1	地先	
議第254号	第13号線	南区富合町古閑1210番7	地先	
議第255号	志々水	南区富合町志々水371番7	地先	
HX 77 2 0 0 7	第18号線	南区富合町志々水371番3	地先	
議第956 <b>号</b>	舞原	南区城南町舞原374番19	地先	
議第256号	第50号線	南区城南町舞原374番12	地先	
議第257号	岩野	北区植木町岩野1231番4	地先	
	第35号線	北区植木町岩野1230番1	地先	
議第258号	岩野	北区植木町岩野362番15	地先	
	第36号線	北区植木町岩野362番5	地先	

議案番号	路線名	起点		重要な
		終点		経過地
議第259号	後古閑	北区植木町後古閑118番10	地先	
	第4号線	北区植木町後古閑118番6	地先	
議第260号	木留	北区植木町木留157番1	地先	
	第15号線	北区植木町木留157番8	地先	
議第261号	広住	北区植木町広住1357番5	地先	
	第39号線	北区植木町広住1357番3	地先	
議第262号	広住	北区植木町広住1357番14	地先	
	第40号線	北区植木町広住1357番19	地先	
議第263号	本荘町	中央区本荘町721番13	地先	
	第9号線	中央区本荘町737番10	地先	
議第264号	下江津5丁目	東区下江津5丁目144番31	地先	
	第7号線	東区下江津5丁目187番2	地先	
議第265号	田尻	南区富合町田尻655番2	地先	
	第15号線	南区富合町田尻677番4	地先	
議第266号	岩野	北区植木町岩野1575番1	地先	
	第37号線	北区植木町岩野1560番17	地先	

## (提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法(昭和27年法律第180号)第8条 第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望